

松戸市建設工事週休2日制モデル工事試行実施要領の一部を改正する要領案新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>(積算方法等)</p> <p>第5条 モデル工事の積算方法等は次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 発注者指定方式</p> <p>当初の予定価格において、次に掲げる経費に、それぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.05 ・機械経費(賃料) 1.04 ・共通仮設費 1.04 ・現場管理費 <u>1.05</u> <p>(2) 受注者希望方式</p> <p>現場の閉所状況に応じ、次に掲げる経費にそれぞれ補正係数を乗じて契約変更を行うものとする。ただし、工事着手前に週休2日に係る協議が整わなかったものは、補正の対象としない。</p> <p>① 4週8休以上(週休2日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.05 ・機械経費(賃料) 1.04 ・共通仮設費 1.04 ・現場管理費 <u>1.05</u> <p>② 4週7休以上8休未満(現場閉所率25%(7/28日)以上28.5%未満)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.03 ・機械経費(賃料) 1.03 ・共通仮設費 1.03 ・現場管理費 1.04 <p>③ 4週6休以上7休未満(現場閉所率21.4%(6/28日)以上25%未満)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.01 ・機械経費(賃料) 1.01 | <p>(積算方法等)</p> <p>第5条 モデル工事の積算方法等は次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 発注者指定方式</p> <p>当初の予定価格において、次に掲げる経費に、それぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.05 ・機械経費(賃料) 1.04 ・共通仮設費 1.04 ・現場管理費 <u>1.06</u> <p>(2) 受注者希望方式</p> <p>現場の閉所状況に応じ、次に掲げる経費にそれぞれ補正係数を乗じて契約変更を行うものとする。ただし、工事着手前に週休2日に係る協議が整わなかったものは、補正の対象としない。</p> <p>① 4週8休以上(週休2日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.05 ・機械経費(賃料) 1.04 ・共通仮設費 1.04 ・現場管理費 <u>1.06</u> <p>② 4週7休以上8休未満(現場閉所率25%(7/28日)以上28.5%未満)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.03 ・機械経費(賃料) 1.03 ・共通仮設費 1.03 ・現場管理費 1.04 <p>③ 4週6休以上7休未満(現場閉所率21.4%(6/28日)以上25%未満)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.01 ・機械経費(賃料) 1.01 |

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費 <u>1.01</u> ・ 現場管理費 <u>1.02</u> <p>2 (省略)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費 <u>1.02</u> ・ 現場管理費 <u>1.03</u> <p>2 (省略)</p> |
| | <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> |